

五十瓊敷入彦命 宇度墓墳塋護岸その他整備工事に伴う立会調査

はじめに

宇度墓は大阪府泉南郡岬町淡輪に所在する。当墓は、第11代垂仁天皇の皇子である五十瓊敷入彦命の墓として明治13年(1880)12月28日に現在の場所に治定されている。遺跡としての名称は宇度墓古墳で、墳長180mの前方後円墳である。

当墓は、長年の波浪などの影響によって墳丘裾の浸食がすすんでおり、護岸工事を主眼とした整備工事が必要な状況であった。そのため、本来の遺構・遺物の残存状況を確認することや工法の検討に資する情報をえることを目的とした事前調査を平成26年度に実施した。その調査状況については、本誌第67号(平成28年3月刊行)において既報のとおりである。

今回、当墓の整備工事(2箇年の1年目)が実施されることとなったため、施工に伴う掘削時に立会調査をおこなった。整備工事の設計にあたっては、事前調査によってえられた知見が反映され、埋蔵文化財に影響のない工法が採用されることとなっているものの、施工にあたって掘削が必要なばあいには慎重を期して立会調査を実施している。

今回の整備工事はおおまかにみて、①墳塋護岸工(掘削なし)、②東渡土堤改修工(掘削あり)、③南濠の濠内堆積土除去工(掘削あり)の三つの工事にわけて考えることができる。整備工事の工期は当初、平成28年10月19日から平成29年3月24日までであったが、延長されて4月28日までとなった。この間のうち、施工にあたって掘削が必要となる東渡土堤の改修および南濠における濠内堆積土除去時に重点的に立会調査を実施することとした。立会調査は平成29年2月6~18日、3月21~24日の間に実施した

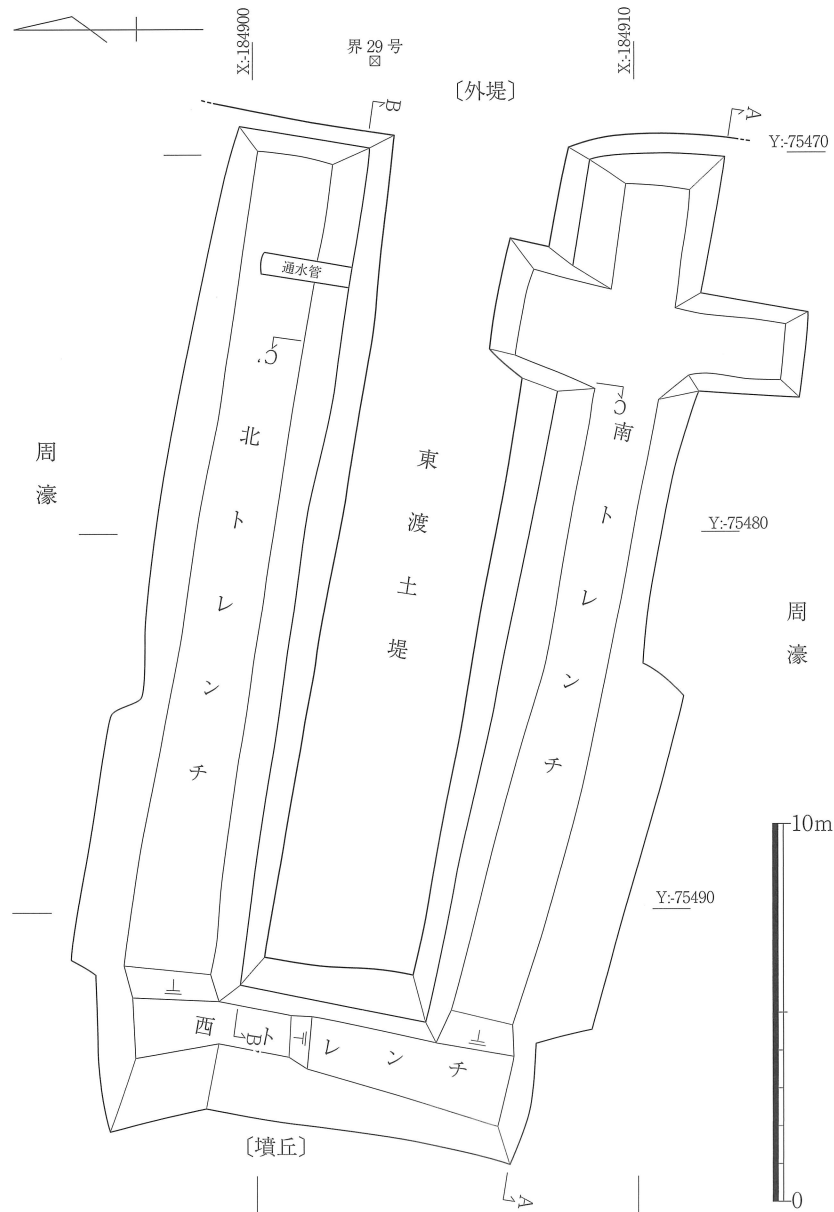
1 調査状況

東渡土堤改修工 東渡土堤の改修は、既存の渡土堤⁽¹⁾を覆うようにして新たな石垣を設けることとなった。したがって、両側面は強度を保つために既存の石垣よりも基礎を深い位置に設置する必要があり、かなり大規模な掘削となった(北トレンチ・南トレンチ)。また、墳丘に接続する部分には既存のものと同様に通水路が設けられることから、施工にあたっては墳丘側も必要最低限ではあるが掘削することとなった(西トレンチ)。東渡土堤の改修に伴う掘削箇所は第20図の平面図に示したとおりであるが、同時にすべての箇所を掘削したわけではなく、墳丘護岸工のために敷設された仮設道の直下にあたる箇所については時期をずらして掘削をおこなった。

掘削前から濠内堆積土の上面の高さは東渡土堤をはさんで北濠側のほうが70cmほど低くなっており、北トレンチと南トレンチとでは状況の異なることが想像された。掘削の結果、どちらのトレンチにおいても確認された土層は濠内堆積土と地山のみであったが、地山上面の高さは東渡土堤をはさんで北濠側のほうが60cmほど南濠側よりも低くなっていることが確認できた。幅4mほどの東渡土堤をはさん



第19図 宇度墓 調査位置図(1/3,000)



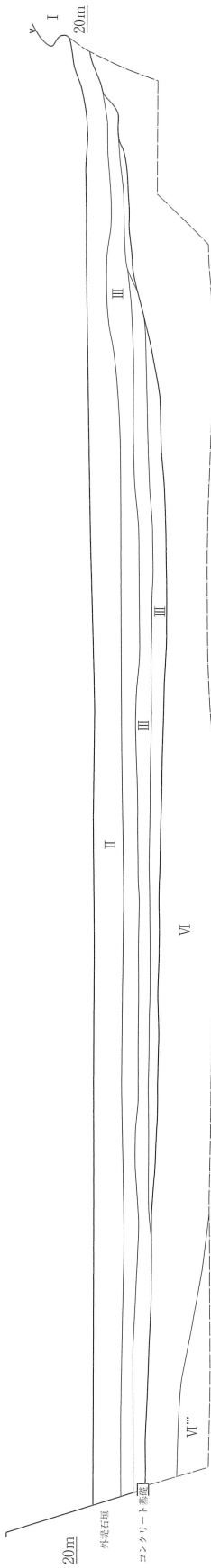
第 20 図 宇度墓 東渡土堤改修に伴う掘削箇所平面図 (1/200)

でこれほど地山の高さに差異が生じているということは、北側の周濠が人為的に掘り下げられているものとみて間違いない。

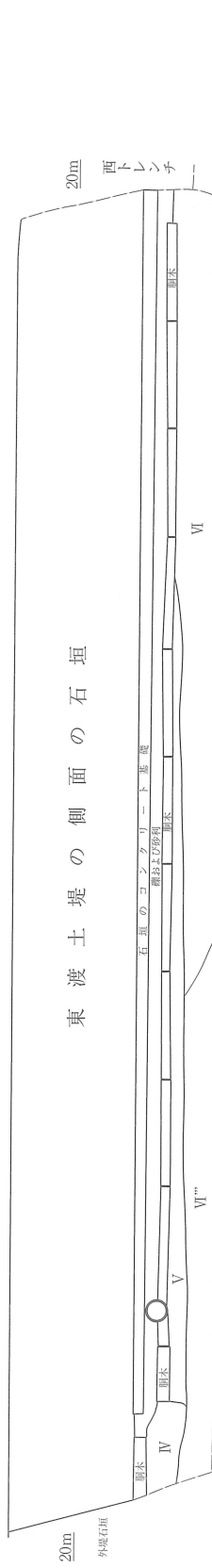
それがなされた時期が問題となるが、確実な証拠はない。ただし、北濠が人為的に掘り下げられているとすれば、それは貯水量を増加させることが目的と考えられる。また、掘り下げたことによって生じた廃土の行き場が問題となるが、事前調査の結果、墳丘側において掘り下げた土をおいたような浚渫土は確認できないことから、周濠の外にもちだされたものと推測される。可能性としては、墳丘北側における現在の外堤の構築にもちいたことが考えられる。以前の調査では、当墓の北側外堤において近世以降の堤体盛土層が報告されており⁽²⁾、上述した推測が正鵠を射ているとすれば、北濠の掘り下げは江戸時代から明治時代にかけてなされたものと考えられる。

このように北濠は築造当初の状況が残存している可能性が低く、当墓の築造時の状況が残存しているとすれば南トレンチでその可能性が考えられた。したがって、南トレンチの墳丘側の掘削は墳丘裾や墳丘斜面が残存している可能性を考慮して慎重におこなった。

A A' 間断面図 (南トレンチ南壁)

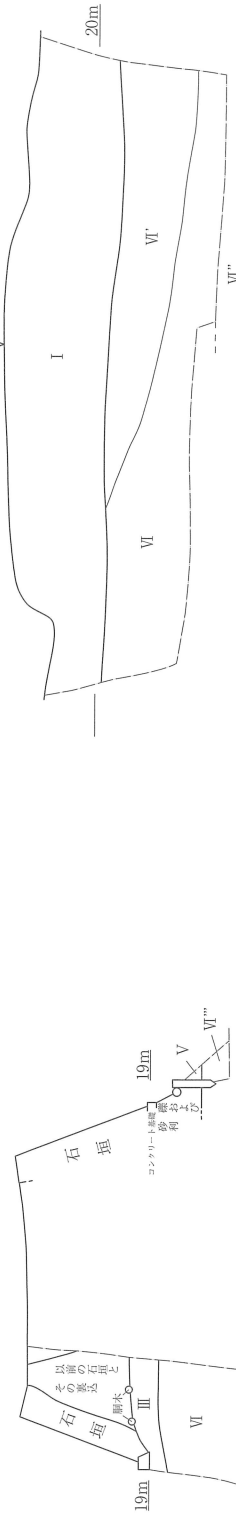


B B' 間断面図 (北トレンチ南壁)



- I 黄褐色砂質土 (しまりなし, ゴミなど含む) 既存の渡土堤施工時の埋土
- II 茶褐色粘質土 濠内堆積土
- III 暗褐色粘土 濠内堆積土 (灰色粘土の含まれたなどで細分可能)
- IV 青黄灰色砂質土 (粘性有, 砂利・礫含む) 外堤側護岸施工時の埋土
- V 暗灰色粘土 濠内堆積土
- VI 青灰色砂質土 (赤木~人頭大の礫を多く含む) 地山
- VI' 暗黄青灰色砂質土 地山
- VI'' 黄褐色砂質土 地山
- VI''' 明黄褐色砂質土 地山

C C' 間断面図 (東渡土堤断面図)



第21図 宇度墓 断面図 (1/120)

掘削の結果、現状の汀から周濠側に約6mの地点から地山が墳丘側にむかって徐々に立ち上がっていくことが確認された。しかし、この面において原位置をとどめるような葺石は確認されなかった。また、仮に築造当初から葺石がなかったとしても、埴輪片・上から転落してきたような葺石材・墳丘の流土なども確認されなかった。これらのことから、南トレンチにおいても築造当初の状況は残存しておらず、すでに削平されてしまっているものと判断された。

西トレンチでは墳丘側を掘削するため、墳丘盛土を検出するおそれがあったものの、結果的には既存の東渡土堤を施工した際の埋土とその直下に地山を確認したのみであった。

東渡土堤改修に伴う掘削における出土遺物は、南トレンチの掘削中に地山の直上において円筒埴輪片を4点確認したのみである(写真10)。これらはいずれも小片であり、当墓の築造時に伴う円筒埴輪の破片とみて間違いはない。なお、この4点のうちの1点(写真10の左上)は貼付口縁となるもので、外堤に近い部分において出土した。貼付口縁をもつ円筒埴輪は、事前調査時においてもわずかに確認されているが、外堤側においても部分的にもちいられていたのかもしれない。なお、北トレンチや西トレンチでは出土遺物は確認されなかった。

上述したような土層や遺物の出土状況を勘案して、東渡土堤の改修に伴う掘削によって当墓における築造当初の遺構が損なわれることはない判断された。このことをうけて東渡土堤の改修工は予定どおり施工された。

なお、今回の改修に伴って北濠と南濠とを通水する樋管も改修することとなり、東渡土堤の堤体の一部も掘削することとなった(第21図のCC'間断面図)。その結果、南濠における濠内堆積土の下層部分が東渡土堤の下部にまでおよんでいることが確認された。このことから既存の東渡土堤の基本となる堤体は、ある時期にそれまで小規模であった渡土堤⁽³⁾を大幅に積み増しすることで構築されたものと考えられる。その時期は北濠の掘り下げと同時期、おそらく江戸時代から明治時代にかけてなされたものと推測される⁽⁴⁾。

南濠の濠内堆積土除去工 事前調査でえられた知見から南濠における濠内堆積土の上面から50cmまでの掘削であれば、遺構面まで到達することはないものと判断された。工事設計もこのことを踏まえてなされており、南濠において汀から3m以上離れた箇所において、約190mの区間をバックホーによって上面から50cm掘削することで濠内堆積土の除去をおこなった。

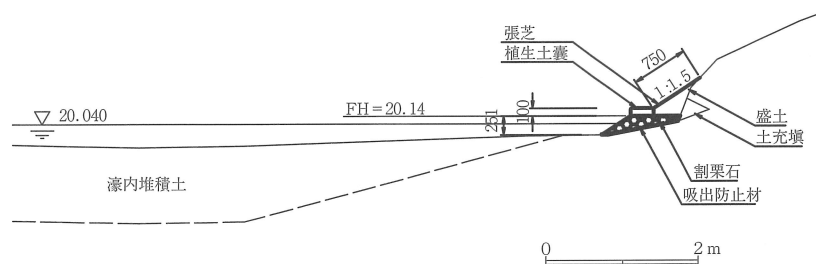
施工にあたっては、まず先行的に約10m間隔で濠内堆積土上面から50cmの掘削をおこなって施工に問題ないことを確認してから着手した。また、施工中も掘削に極力立ち会うよう努めた。除去した濠内堆積土は結果的に520m³にのぼった。

なお、濠内堆積土の除去にあたっては、周濠内に島状の施設などの存在する可能性が注意されたものの、そのような遺構やその徴候は確認できなかった。また、遺物も確認されなかった。

2 施工状況

ここでは、掘削を伴わない墳塋護岸工の状況について簡単に説明しておきたい。

墳塋護岸工は、汀に捨石をおこない、浸食部分に土の充填をおこなったうえで植生土嚢や盛土によって斜面の整形をし、さらに張芝をおこなうことを基本としている(第22図)。ただし、北側の造出部分について



第22図 宇度墓 墳塋護岸工事設計標準断面図(1/100)

は捨石のうえにフトン籠を1段分設置している点が異なっている（写真8）。

おわりに

ここまで述べてきたように、東渡土堤周辺では南濠・北濠ともに当墓の築造以降に削平をうけており、築造時の状況は残存していないことが確認された。また、すでに事前調査時の所見からもあきらかであったが、南濠の濠内堆積土除去にあたっては上面から50 cm以内の掘削であれば、遺構・遺物に影響のないことが確認された。これらのことから工事は問題なく施工できるものと判断された。

また、掘削の結果、東渡土堤は当墓の築造当初から存在していたものとは考えがたく、江戸時代から明治時代のいずれかの時点で構築されたものと推測される。

なお、今回の立会調査における出土遺物は、東渡土堤改修箇所の南トレンチにおける円筒埴輪片4点のみであるが、北造出と墳丘第1段テラスとの接続部分における根起き箇所（事前調査における第12-1トレンチ付近）において埴輪片41点が確認されたので回収した。この埴輪片については、事前調査の報告において紹介したものと同内容であった。

（加藤一郎）

註

- (1) 既存の東渡土堤がいつ竣工したものであるのかについて、詳細は不明である。おそらく今回の調査前の状態になったのは昭和30～40年代ではないかと推測している。なお、今回の調査所見や石垣の施工状況から判断して、既存の東渡土堤は南側面と北側面で竣工時期が異なるのではないかと推測される。
- (2) 土生田純之「宇度墓整備工事区域の調査」『書陵部紀要』第36号、宮内庁書陵部、1985年。
- (3) 第21図のCC'間断面図における掘削部分にその痕跡を見出せないことを考慮すると、幅は最大でも2m程度であったものと推測される。なお、すでに言及した地山の高低差から判断して、この小規模な渡土堤が当墓の築造当初までさかのぼる可能性はないと考えられるが、その形成時期は不明である。
- (4) 公文書で確認するかがり、明治31年の時点ではすでに東渡土堤の存在していたことが判明している。「五十瓊敷入彦命御墓陸石垣及渡土堤木柵等修繕ノ件」諸陵寮出張所『工事録』明治31年1（宮内庁宮内公文書館蔵、識別番号：2565-1）。

付載 五十瓊敷入彦命 宇度墓濠内堆積土採取調査について

宇度墓の工法を決定する過程では、渡土堤を挟んだ南側と北側の濠では堆積土の状況に大きな違いがあることから、捨石工法の規模について設計変更が行われた。その際に、陵墓管理委員より、南側の濠内には比較的古い時期の堆積土が残っている可能性が考えられることから、ボーリング調査の実施について助言があった。このことを踏まえて、平成29年2月21日に現地においてボーリング調査を実施した。

調査は、パリノサーヴェイ株式会社に依頼した。シンオール型サンプラーとトーマス型サンプラーを併用して、濠内堆積土の採取を行った。調査地点は、第19図に示したとおりである。結果的には、①～④地点のうち、南側くびれ部にあたる③地点以外は、事前調査と本立会調査の結果から判断して、築造時の墳丘斜面、濠底面は失われていると考えられ、比較的近年に形成された堆積土の可能性が高いと考えられる。③地点はくびれ部であり、①・②・④地点では確認されていない層準があることから、他の地点と比較して相対的に古い時期の堆積土である可能性が考えられる。その特徴から、堆積土の形成段階には、墳丘上がまだ植生に覆われていなかった可能性も指摘されるが、その年代の推定には至っておらず、後世の改変を受けたかどうかについても不明である。そのため、今後の事前調査等においてはボーリング調査だけではなく、トレンチ内で土層を検討して、推定される年代を出土遺物等で確認した上で、断面から各層位ごとに直接サンプルを採取する試みも必要であろう。

（清喜裕二）